

大北森林組合の補助金不正に係わる知事ならびに林務部幹部の責任と 賠償支払いを求める住民監査請求に対する監査結果について

請求人代表 野口 俊邦
新海 寛
山口 光昭

(1) 長野県監査委員は、11月17日、大北森林組合の補助金不正に関する知事ならびに林務部幹部の責任と賠償金の支払いを求めた606名の住民監査請求を棄却しました。私たち請求人は、棄却内容をつぶさに検討した結果、棄却理由が極めて皮相的で不適切なものであり、納得できない立場から強く抗議するものです。

(2) そもそも大北森林組合の補助金不正事件は、7年間の長期にわたり14億円余にのぼる膨大な金額で長野県政史上、また全国的にも類例を見ない大事件となりました。

去る3月28日に出された同森林組合の専務理事の刑事訴訟の判決において、「本件では、本来、補助金の申請が適正であるか審査すべき立場にある地方事務所林務課職員が、予算の消化を迫られたことなどもあって被告組合に対し不正な補助金申請をはじめるきっかけを与え、その後もこれを容認し続けたことは明らかで、補助金を交付した長野県側において重大な落ち度があったというべきである」と事件の発端と県の責任を問いただしています。

この判決に対し、知事ならびに林務部は、その究明にまともに取り組まないだけでなく、県民へ陳謝を込めた説明はほとんどしていません。そして、事件の責任が当該森林組合と同専務理事、ならびに県の出先・北安曇地方事務所の関係職員のみにあるとし、加算金の賠償も同森林組合と地方事務所の職員に限定し、早々に幕引きをしようとしてきました。

(3) 私たちの住民監査請求に対する監査委員会の検討とその結論をみると、

① 林務部幹部の責任について。本庁林務部の大北森林組合予算消化の事務処理については「本庁林務部の職員と北安曇地方事務所の職員との認識の間に少なからぬ乖離」があったことを認めながら、予算消化のため本庁職員が地方事務所の職員に不適正な事務処理を迫った客観的証拠を確認できなかった、として本庁林務部職員の責任を問うことはできないと結論付けました。

② 知事の責任について。地方自治法154条の「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」に係わる責任は、「職員が違法な財務会計行為を行うことを知っていたか、知りうる状況にある場合に限られる」とし、知事が本件について知ったのは平成26年12月19日だから知事に責任は無い、と断定しています。

こうした監査委員の審議と結論は、これまでの県の対応と軌を一にするもので、県が設置した「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」の結論をなぞっただけで、真相解明への努力がまったくみられません。

(4) 今、県民が真に説明を求めていることは、14億円もの不正な補助金受給がどのようにして県の主導で行われたのか、さらに間伐申請に係る書類を地権者の了解もなく改ざんするような県の林務行政は異常ではないのか、ということです。知事や林務部長が政治的行政的責任を避け、その責任を部下に押し付けるような長野県行政のあり方も厳しく問われているのです。

阿部知事は、3億5000万円の加算金を、当該森林組合と出先の職員に背負わせ、一件落着をはかろうとしています。本件の本質問題である14億円の補助金の流れは、専務の不正取得以外は依然として闇に包まれたままです。また、本件に関与した林務部行政の責任も究明されていません。

この度の監査請求人は、この事件の全容解明のため、住民訴訟も含め引き続き取り組みを進めていく決意を表明するものです。県民のみなさんのご理解、ご支援を心からお願い致します。

2017年11月20日